

船舶事故調査報告書

令和5年6月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年2月12日 09時52分ごろ
発生場所	長崎県西海市寄船埼北方沖（佐世保港第3区） 高後埼灯台から真方位101° 1,540m付近 （概位 北緯33°06.0′ 東経129°41.0′）
事故の概要	プレジャーボートことぶきⅡは、東南東進中、また、漁船新生丸は、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 新生丸は、船長が負傷し、右舷船首部等の外板に破口を伴う擦過傷を生じ、また、ことぶきⅡは、船底部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和5年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ことぶきⅡ、5トン未満 292-39505長崎、個人所有 9.71m (Lr) × 2.59m × 0.66m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成7年4月 B 漁船 新生丸、0.4トン NS3-402719（漁船登録番号）、個人所有 4.96m (Lr) × 1.45m × 0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、22kW、昭和62年6月30日 第292-29314号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年6月10日 免許証交付日 令和3年11月16日 （令和9年6月9日まで有効） B 船長B 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月6日 免許証交付日 令和元年10月1日 （令和7年4月27日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船底部外板に擦過傷 B 右舷船首部から中央部にかけての外板及び左舷中央部から船尾部にかけての外板に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣りの目的で、令和5年2月12日09時00分ごろ長崎県佐世保市鯛ノ浦の係留場所を出航し、西海市片島東方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長Aは、出航時からGPSプロッターに接続されているアクセサリバッテリーの電圧低下を知らせる警報音が鳴っていたが、航行すれば充電されると思って片島東方沖まで航行したものの、電圧低下が解消されておらず、同じバッテリーに接続されている錨の巻取り機が使用できないので、釣りを断念して帰航することとした。</p> <p>船長Aは、09時30分ごろ操縦席に腰を掛けて釣り場を発進し、約15ノットの対地速力として手動操舵により東北東進し、佐世保港口第2号灯浮標を左に見て緩やかに右舵を取り、寄船崎の沿岸に沿って航行を続けた。</p> <p>船長Aは、寄船崎の沿岸に構築された防波堤北方沖に至った頃、前方に船舶を認めなかったため、船首を東南東方に向けて舵を中央に戻した。</p> <p>A船は、衝突の約12～13秒前、東方からの波の影響で、船体が動揺し、助手席に置いていた携帯電話が操舵室左奥にあるキャビンに繋がる通路に落ちたので、船長Aが反射的に携帯電話を拾おうとして舵輪から手を離して立ち上がり、階段を1段降りて屈んだ姿勢で手を伸ばした。（写真1、写真2参照）</p>



写真1 A船の操舵室内の様子

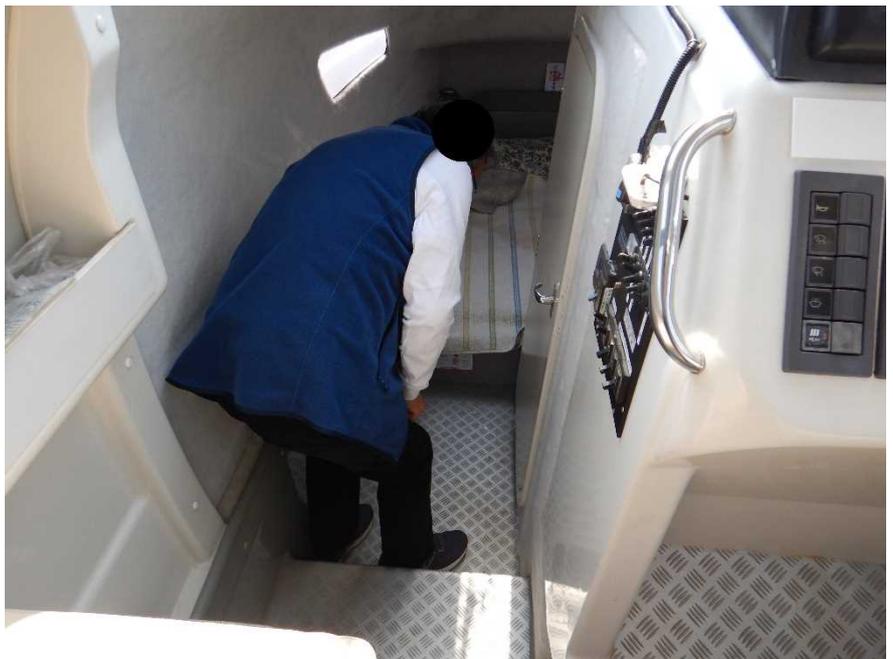


写真2 操舵室左奥のキャビンに落ちた携帯電話を
拾おうとしている船長A

A船は、東方からの風波の影響で右方に圧流されながら航行を続け、船長Aは携帯電話を拾い終わって操縦席に戻った頃、09時52分ごろ衝撃を感じてすぐに主機を停止した。

船長Aは、後方を見て、B船と衝突し、A船がB船を乗り越えて停船したことを知り、海面に浮いている船長Bを認め、A船をB船に寄せようとしているとき、近くの港（以下「横瀬郷港」という。）から出航してきたプレジャーボート（以下「C船」という。）が本事故の

	<p>発生に気付き、C船の乗船者と協力して船長BをB船に引き上げた。</p> <p>C船の船長は、C船でB船をえい航して横瀬郷港に向かい、同港に到着後、C船の同乗者が119番通報及び110番通報を行った。</p> <p>船長Aは、A船で横瀬郷港に向かい、同港に到着後、携帯電話で海上保安庁に本事故発生の通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、わかめ漁の目的で、08時30分ごろ横瀬郷港の係留場所を出航し、08時35分ごろ寄船埼北方沖の漁場に到着して船首を西方に向け、船外機を停止して漂泊し、船長Bが左舷中央部付近で、海中を覗き込み、竿<small>さお</small>を使用して操業を行っていた。</p> <p>船長Bは、操業を終えて帰航することとし、手に持っていた竿を置き、船外機を始動しようとして立ち上がって右舷前方を見たところ、B船に向かって接近してくるA船を至近に認めたが、どうすることもできず、B船の右舷側とA船の右舷船首部とが衝突し、左舷側から海に投げ出されたときに左足がB船とA船との間に挟まれた。</p> <p>船長Bは、海面に浮いているところをC船の乗船者によってB船に引き揚げられ、C船によってえい航されたB船で横瀬郷港まで運ばれた後、救急車とドクターヘリで佐世保市内の病院に搬送され、左脛骨高原骨折、左下腿コンパートメント症候群及び左下腿皮膚欠損創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真3 A船、写真4 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、小型船舶操縦免許証を取得後、冬場を除いて月平均で2～3回釣りに出掛けていたものの、本事故当日は、約1か月ぶりにA船に乗船したものであった。</p> <p>A船には、機関室にそれぞれ12Vの主機始動用のメインバッテリー及び航海機器等に使用するアクセサリバッテリーが設置されていた。</p> <p>船長Aは、釣り場に向かう際、寄船埼北方沖の陸岸近くで操業中のB船を認めていなかった。</p> <p>船長Aは、寄船埼の沿岸に沿って帰航中、前方に他船を認めなかったため、前方に船舶はいないと思ったが、もし、前方に船舶がいると認識していたら、すぐに携帯電話を拾おうとしなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだんから舵輪が軽く、風波の影響を受けやすいと思っていたものの、反射的に携帯電話を拾おうとして舵輪から手を離してしまい、その後、東方からの風波の影響で右方に圧流されながらB船に向かって航行したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、航行中に携帯電話が落ちた際、A船を停船させてから携帯電話を拾えば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、秋ごろから春ごろにかけて本事故発生場所付近にわかめ</p>

	<p>又はひじき漁に出掛けており、1回約2時間の操業を行っていた。</p> <p>船長Bは、陸岸から約10～20mの水深が約2～3mの海域で操業を行っており、陸岸近くの水深の浅い場所で操業しているB船のすぐ近くを航行する船舶はいないと思い、水中を覗き込みながら操業を行っていた。</p> <p>B船には、汽笛がなく、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段も備えていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A あり、B なし</p> <p>A船は、寄船埼北方沖を手動操舵により東南東進中、船長Aが、助手席に置いていた携帯電話が操舵室左奥にあるキャビンに繋がる通路に落ちた際、その携帯電話を拾おうとして舵輪から手を離して立ち上がり、階段を1段降りて屈んだ姿勢で航行を続けたことから、東方からの風波の影響で右方に流され、B船に向かう進路となり、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方に船舶はいないと思っていたことから、携帯電話が落ちた際、反射的に舵輪から手を離して携帯電話を拾おうとしたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り場に向かう際、寄船埼北方沖の陸岸近くで操業中のB船を認めておらず、寄船埼の沿岸に沿って帰航中、前方にB船を認識していなかったことから、前方に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、寄船埼北方沖で船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、B船のすぐ近くを航行する船舶はいないと思っていたことから、操業を終えて帰航することとし、船尾部で立ち上がって船外機を始動しようとして右舷前方を見たところ、B船に向かって接近してくるA船を至近に認め、海に飛び込んだ直後、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、陸岸から約10～20mの水深約2～3mの海域で漂泊してわかめ漁を行っていたことから、陸岸近くの水深の浅い場所で操業しているB船のすぐ近くを航行する船舶はいないと思っていたものと考えられる。</p> <p>船長Bは、陸岸近くの水深の浅い場所で操業しているB船のすぐ近くを航行する船舶はいないと思っていたことから、B船に向かって接近してくるA船に気付くのが遅れた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、寄船埼北方沖において、A船が東南東進中、B船が船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、落ちた携帯電話を拾おうとして舵輪から手を離して立ち上がり、階段を1段降りて屈んだ姿勢で航行を</p>

	<p>続けたため、東方からの風波の影響で右方に流され、B船に向かう進路となり、また、船長Bが、B船のすぐ近くを航行する船舶はいないと思っていたため、操業を終えて帰航することとし、右舷前方を見たところ、B船に向かって接近してくるA船を至近に認め、海に飛び込んだ直後、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸岸に沿って航行中の船舶の船長は、陸岸に近い場所で操業している漁船がいることを念頭におき、前方の他船を見落とすことがないように見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、航行中、落下した携帯電話をすぐに拾おうとせず、帰航後、又は停船してから拾うこと。 ・ 漁船の船長は、操業する際、陸岸近くの水深の浅い場所であっても、自船の近くを航行する船舶はいないと思わず、周囲の見張りを適切に行い、自船に向かって航行してくる他船を認めた場合、自船を移動させるなどの衝突を避ける措置を採ること。 ・ 汽笛等を備えていない船舶の船長は、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

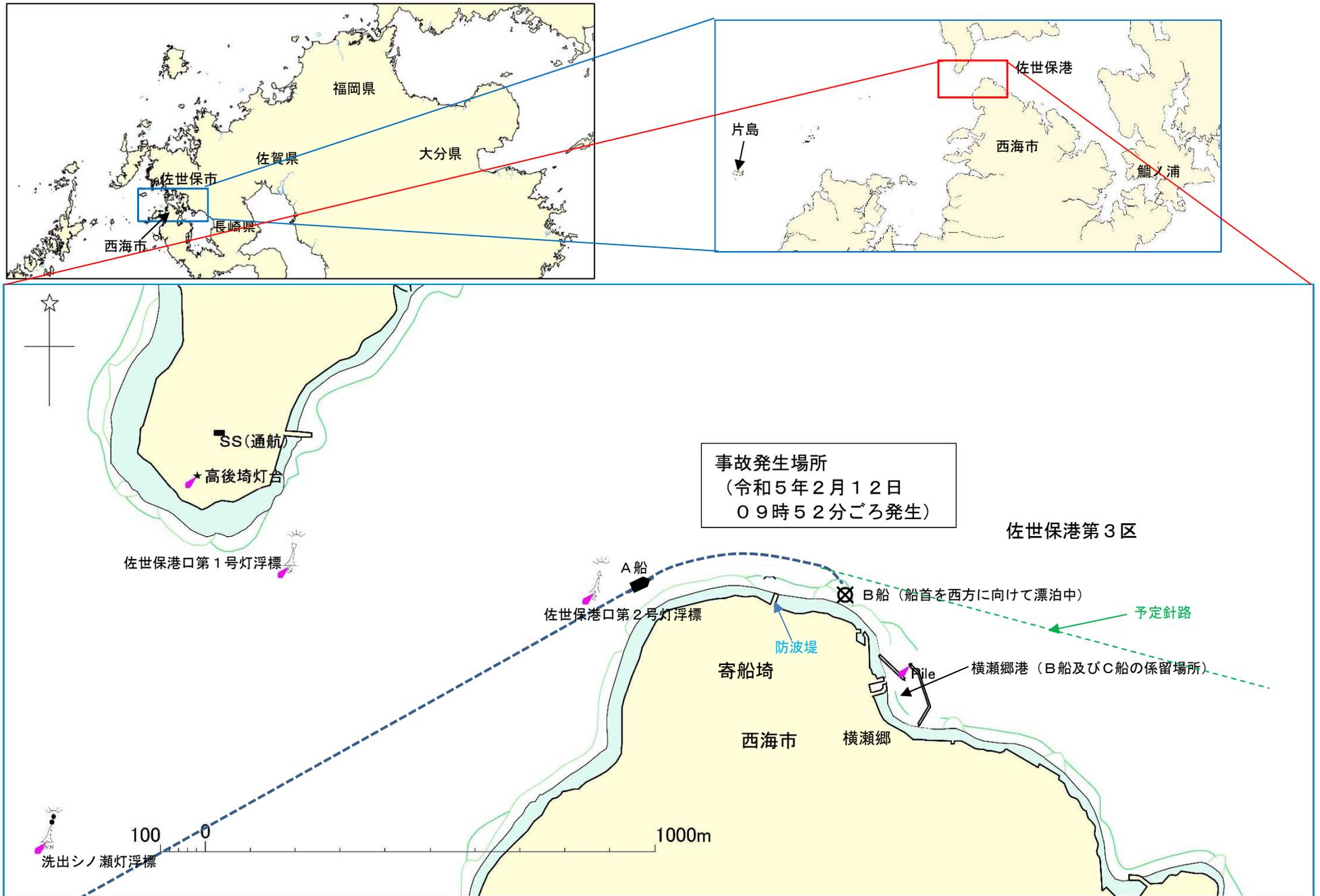


写真3 A船



写真4 B船

